

甲府市子育てガイドブック広告掲載要領

(趣旨)

第1 この要領は、甲府市広告掲載要綱（平成19年12月27日企第7号。以下「要綱」という。）及び甲府市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、甲府市子育てガイドブック（以下「ガイドブック」という。）の広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の原則)

第2 ガイドブックへの広告は、毎年度掲載するものとする。

(広告の範囲)

第3 広告の範囲は、要綱第3並びに基準5及び6に定めるものとする。

2 市税の滞納がある者の広告は、掲載しない。

3 ガイドブックの公共性及び品位を損なうおそれのある広告は、掲載しない。

(広告の掲載位置)

第4 広告の掲載位置は、ガイドブックの余裕スペースとする。

(広告の規格等)

第5 広告の規格等は、次の表に定めるとおりとする。

1 枠の大きさ	縦5.0cm×横8.0cm
枠数	20枠以内を限度として必要な枠数を使用する
色	2色刷
配布部数	約5,000部
配布方法	原則として妊娠届、転入等、各行政窓口等にて配布

2 広告の掲載は、原則として、ガイドブックに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）ごとに、年度で1枠とするが、2枠を連結して1つの広告として扱うことも可能とする。

3 広告主は、広告位置の指定をすることはできない。

4 広告には、広告であること並びに広告主の名称、所在地及び連絡先を明示する。

5 広告を掲載することが、市の新たな財源を確保するための取り組みであることを周知するため、広告枠の下に次の文言を明示する。

「この広告枠は、ガイドブックの余裕スペースを有効活用し、広告収入を市民の皆様の暮らしに活かそうとする取り組みです。本市で広告主又はその商品やサービスなどを推奨するものではありません。広告内容に関する質問は、広告主に直接お問い合わせください。」

(広告掲載料)

第6 広告の掲載料は、次に定めるところによる。

1 枠 5,000円

2 前項の規定する掲載料には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(広告掲載の申し込み等)

第7 広告掲載の募集は、要綱第5に定めるところにより行うこととし、広告主は、市長が指定する期日までに、要綱第6に規定する広告掲載申込書(以下「申込書」という。)に広告案その他市長が必要と認める書類を添えて甲府市子ども未来部子ども未来総室子育て支援課に提出するものとする。

2 広告原稿の作成費用その他申込みに必要な費用は、広告主の負担とする。

3 広告主が募集枠に満たないときは、広告以外の市の記事を記載し、又は企業等に対し広告の案内をすることができる。

(広告掲載の決定等)

第8 市長は、申込書の提出があったときは、要綱第14に規定する甲府市広告審査委員会で広告掲載の可否を決定し、要綱第7第2項に規定する広告掲載決定通知書又は広告不掲載通知書により、当該広告主に通知するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否は、選考により広告主を決定する。

(広告掲載料の納付)

第9 広告主は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第10 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できないときは、その全部または一部を還付することができる。

2 還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告原稿の提出)

第11 広告原稿は、完全版下原稿とし、市長が指定した期日までに電子記録媒体で提出するものとする。

(広告の内容等の変更)

第12 市長は、広告の内容、広告のデザインその他の広告に掲載する全ての事項(以下「広告の内容等」という。)が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又は要綱及び基準に抵触していると判断したときは、広告主に対して、その変更を求める。

(広告掲載の取消し)

第13 市長は、要綱第10各号及び次の各号のいずれかに該当する場合は、第8第1項に規定する広告掲載の決定を取り消すものとする。

(1) 広告主が第12の規定による変更の要請に応じないとき。

(2) 広告主である企業又は団体が、倒産または解散等をしたとき。

(3) 広告主が、広告掲載の権利を第三者に譲渡等をしたとき。

(4) 広告主が、広告に広告であること並びに広告主の名称、所在地及び連絡先を明示しないとき。

(5) 広告の原稿が、市長の指定する期日までに提出されないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告主の責務)

第14 広告主は、要綱第11に定めるもののほか、次に定める責務を有する。

- (1) 広告主は、広告に広告であること並びに広告主の名称、所在地及び連絡先を明示しなければならない。
- (2) 広告主の責任により、ガイドブックへの広告掲載が適当でなくなった場合において、市が既に執行し、又は執行予定の経費があるときは、すべて広告主が負担するものとする。

(損害賠償)

第15 市は、第13の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において、広告主に損害が生じたとしても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第16 この要領に定めるもののほか、ガイドブックへの広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年 2月 7日から施行する。

この要領は、平成27年 5月18日から施行する。

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成31年 3月 1日から施行する。

この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。